

亀岡市公告第79号

南丹都市計画公園を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年8月12日

亀岡市長 桂川 孝裕

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
第4号 天川公園
亀岡市曾我部町穴太二ツ池の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年8月12日から令和8年8月26日まで